

大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中 3・5・570号宇太宇陀線を 3・6・570号宇太宇陀線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・570	うた 宇太 <small>おおうだせん 大宇陀線</small>	うだし 宇陀市 <small>おおうだひろう 大宇陀拾生</small>	うだし 宇陀市 <small>おおうだひろう 大宇陀拾生</small>	うだし 宇陀市 <small>おおうだいでしん 大宇陀出新</small>	約 440m	地表式	2車線	10.25m (10.25～ 12m)	幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：別紙のとおり

都市計画道路 宇太大宇陀線の変更理由書

1. 都市計画道路 宇太大宇陀線の概要

都市計画道路 宇太大宇陀線（以下「(都) 宇太大宇陀線」という。）は、起点を宇陀市大宇陀拾生、終点を宇陀市大宇陀拾生とする、標準幅員12m、延長約440mの幹線街路である。

昭和27年に「2・3・1 宇太大宇陀線」として都市計画決定された後、昭和40年に都市計画変更が行われ、昭和48年に「3・5・570 宇太大宇陀線」と名称が変更され、最終平成15年に車線明記が行われている。

2. 都市計画道路 宇太大宇陀線の変更の内容

(1) 変更の理由

(都) 宇太大宇陀線の一部を含む松山地区は、文化財保護法の規定に基づき、平成17年12月、大宇陀町（現 宇陀市）により「大宇陀町松山伝統的建造物群保存地区」（以下「保存地区」という。）として都市計画決定された後、平成18年7月、国により「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。

「大宇陀町伝統的建造物群保存地区保存条例」の規定に基づき定められた「大宇陀町松山伝統的建造物群保存地区保存計画」では、主として江戸期から昭和戦前期までの町家・社寺などの建築物等のうち、松山らしい特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」として位置付け、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を守り、その修理、修景、復旧、管理などに努めることが定められている。

この伝統的建造物に特定された建築物（以下「特定物件」という。）が(都) 宇太大宇陀線の都市計画道路区域に含まれており、このまま都市計画事業が施行された場合、特定物件が消失することとなり、保存地区の保存に支障を及ぼすことから、道路幅員を歩行者需要に見合った幅員構成へ変更し、道路線形を変更することにより、特定物件への影響を避け、保存地区への影響面積を最小限に抑え、保存地区の歴史的環境の保全との整合を図るものである。

(2) 変更の内容

- ・(都) 松山通り線との交差部から終点までの約330mの区間において、幅員を12mから10.25mに変更する。
- ・(都) 松山通り線との交差部から終点までの約330mの区間において、道路線形を変更する。
- ・路線の名称を「3・5・570 宇太大宇陀線」から「3・6・570 宇太大宇陀線」に変更する。